

「第320回 判例・事例研究会」

新株発行無効確認事件

日 時	令和元年11月6日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

【判例】

事件の表示	事 件 名 新株発行不存在確認等請求事件 事 件 番 号 大阪高裁平成24年（ネ）第1946号 判 決 平成25年4月12日
事案の概要	A社の株主であるXが、A社が平成22年7月4日にした普通株式500株の本件新株発行につき ・主位的請求として、本件新株発行の不存在の確認 ・予備的請求として、本件新株発行を無効とすることを求めた。 本件の事実関係は以下のとおり ・本件新株発行の当時、A社は、譲渡制限会社、取締役会設置会社であった ・A社の臨時株主総会において、①募集株式の数500株、②払込金額1株につき5万円、③払込期日 同年7月4日、④割当方法 Gに500株を割り当てる等の内容の本件新株発行決議がされた旨の臨時株主総会の議事録が存在

判決の要旨

<新株発行決議の不存在について>

本件新株発行決議に係る臨時株主総会の開催に当たり、招集通知手続がとられておらず、A社の株主であるXほか1名（各60株所有）、A（80株所有）およびB（40株所有）は、同日に株主総会が開催されること自体も知らなかったことになる。

したがって、少なくとも発行済株式総数（300株）の8割（240株）を占める、Xほか1名、AおよびBに対して招集通知がされず、同人らが臨時株主総会に出席することができなかつたのであるから、同臨時株主総会を、法律上の意義における株主総会であると評価することはできない。

よって、本件新株発行決議は不存在というべきである。

<本件新株発行決議の不存在は無効原因となるか>

会社法においては、株式譲渡制限会社と公開会社を明確に区別し、株式譲渡制限会社が新株を発行する際には株主総会の特別決議を必要とし、公開会社よりも新株発行の手続をより厳格にしている。これは株式譲渡制限会社において、新株発行が既存株主の持株比率を変動させることから、既存株主の持株比率の維持をできる限り保護することにある。そして、株式譲渡制限会社において新株を発行する場合、株主に対して新株の募集事項を通知または公告することが不要とされているから、既存株主には、会社に対し、新株発行についての株主総会以外に新株発行を阻止する機会が十分に保障されていない。

そうだとすれば、株主総会の決議を経ずに新株が発行されたことは、当該新株発行時点において、既存株主が持株比率の減少を了承していたなどの特段の事情がない限り、無効原因に該当するものと解するのが相当である。

本件においては、Xが、Gに、A社に対する出資を自ら勧誘し、その旨の合意をしていたこと、A、Bなどの他の株主も同様に本件新株発行に係る株式数の取得を承諾していたと認められるか、その旨推認できる。そうすると、A社の株主たるXらが、いったん本件新株発行を含むGによる出資を了承し、現実にもその出資金がA社に入金されて本件新株発行がされたにもかかわらず、その後、言を左右にして前言を覆すという信義に悖る言動をしているのである。したがって、本件新株発行については、本件新株発行決議は不存在であるものの、既存株主が全て本件新株発行時点において、本件新株発行による持株比率の減少を了

	<p>承していたと認められるから、新株発行の無効原因とならないと解するのが相当である。」</p>
--	--